

回 覧 令和6年10月1日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉 〈お知らせ〉	1	◆都城高専公開講座「熊本城の今」の受講生を募集します
		◆町有地(旧中央団地跡地)を売ります！
	2	◆第26回「みまたボランティアまつり」を開催します ◆三股町文化協会第37回芸能発表会を開催します
〈保健と福祉〉 (一般)	3	◆宮崎県の最低賃金が時間額952円に改定されます ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
	4	◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	5	◆各種がん検診(集団検診)の受診可能日をお知らせします
〈保健と福祉〉 (高齢者)	6	◆「精神障がい者家族交流会」を開催します
	7	◆高齢者の予防接種費用(インフルエンザ・新型コロナ)の助成について
〈保健と福祉〉 (子ども)	9	◆児童手当改正(拡充)のお知らせ
	10	◆「こころの健康相談」を実施します
	11	◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています ◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

ふるさと納税推進室

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町は、LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録は
こちらから



募 集

◆都城高専公開講座「熊本城の今」の受講生を募集します

■講座内容 =

熊本地震で被災した熊本城の復興状況を見学し、文化財保護と震災復興、災害への備えについて学習します。

■開催日時 = 11月9日(土)

集合:午前8時30分

解散:午後7時頃(予定)

■講習料 = 高校生以上 4,000 円、中学生 1,500 円

(資料・熊本城入場料、保険料を含む)

※参加者1人あたりの参加料になります

■申込期間 =

9月30日(月)午前9時～10月16日(水)必着

※申込期間外の申し込みは無効となりますのでご注意ください。

■申込方法 =

ファクス、メール、はがきやインターネットのいずれかの方法で申し込めます。

電話での申し込みはできません。

※学校の都合により開講を中止または延期する場合があります。

※募集案内と受講申込書は、都城高専公式サイトからダウンロードができます。

■詳細は都城高専公式サイトでご確認ください。



都城高専公式サイト

★お問い合わせは、都城高専 総務課企画係

(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時) ☎:47-1306 をお願いします。



◆町有地(旧中央団地跡地)を売ります！

町は、将来にわたり行政目的として利用見込みのない町有地を売却します。

1. 公売物件

物件番号	売却土地	面積・坪数	地目	予定価格
①	三股町大字樺山字松原 4061 番 1・4062 番 2	2,668.04 m ² 約 807 坪	宅地	1,825 万円
※ 土地の一部のみを購入することはできません。 ※ 入札参加の諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。				

2. 公売は一般競争入札で行います

■入札時および場所 = 日時:11月15日(金)午前10時～

場所:町役場4階 第2会議室

■申込受付期間 = 10月21日(月)～11月5日(火)

※受付時間は、平日の午前9時～午後4時

※受付場所は、総務課行政係(町役場2階)です。

(参加申込書、参加要領などは、町公式サイトからダウン

ロードまたは、行政係窓口に準備しています)

■入札保証金 = ご自身の入札価格の **5%以上**が必要です。

■契約保証金 = 落札した場合は、契約金額の **10%以上**が必要です。

■その他 = 必ず現地を下見してから、お申し込みください。

不明な点は、お問い合わせください。

売却地 位置図



町公式サイトはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、総務課 行政係(2階②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆第26回「みまたボランティアまつり」を開催します

「自分もボランティアとして何かやってみたい。でも、自分にあったボランティアって何だろう？」と日頃考えている町民の皆さんに、自分らしいボランティア活動を見つけてもらうことを目的に、「ボランティアまつり」を開催します。

さまざまな催しを行いますので、ぜひご来場ください。

■テ ー マ = 「みまたにひろがれボランティアの輪！」

■日 時 = 10月19日(土) 午前9時～

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■内 容 = ボランティア登録受付・バザー・国際交流・ミニコンサート・
各ボランティアの広場・出店・炊出し・創作遊び・環境・手話交流

※まつりに伴い、バザーの物品を集めています。ご協力をお願いします。

締め切り：10月18日(金)

※益金は、福祉事業に役立てられます。

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆三股町文化協会第37回芸能発表会を開催します

以下のとおり、三股町文化協会第37回芸能発表会を開催します。
町文化協会で活動している皆さんの日頃の成果を、ぜひご覧ください。

■日 時 = 10月27日(日)
開場…午前11時30分 開演…正午

■会 場 = 町立文化会館

■演 目 = 和太鼓、舞踊、三味線、クラリネット、大正琴、郷土芸能

■入場料 = 無料

■主 催 = 町文化協会



★お問い合わせは、
町立文化会館 ☎:51-3462をお願いします。

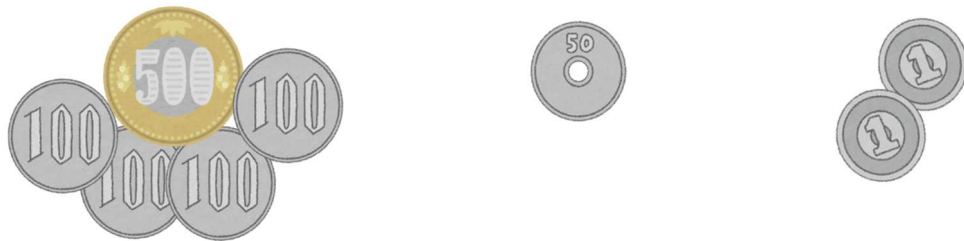
◆宮崎県の最低賃金が時間額952円に改定されます

宮崎県の最低賃金が、10月5日(土)から「時間額952円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金の算定をするときは、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当



★お問い合わせは、
宮崎労働局労働基準部 賃金室
☎:0985-38-8836 をお願いします。



◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ① 自主返納の日に満70歳以上の人
- ② 町税などを滞納していない人

■支援内容＝

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します(120回分)。

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

■イヌの飼い主の皆さんへ

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう！



道路や公園などに
イヌのふんを放置することは
禁止です。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあると大変迷惑で、不快な思いをする人がいます。また、イヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌を持っていることがあります、とても不衛生です。

○運動や散歩の時は、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップやトイレトペーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※特別な場合を除き、犬を放し飼いしたり散歩中に放すことは、人を噛む事故が起きたり交通事故の要因となり周囲の人にとっても犬にとっても非常に危険ですのでやめましょう。

■ネコの飼い主の皆さんへ

①ネコは室内で飼うように
努めましょう！

②ネコには首輪・名札を付け
ましょう！



❧ 屋外は、病気の感染や
交通事故などの危険がいっぱい！

❧ よその家の庭でふんをしたり、
花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けたら…
ご近所の迷惑にもなります！



「かわいそうだから」と野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしないのは無責任な行為です。結果的に近所に迷惑を掛けたり、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)

をお願いします。

◆各種がん検診(集団検診)の受診可能日をお知らせします

■胃がん(バリウム)検診 必ず予約してください

対象者	40歳以上の町民(昭和60年4月1日以前に生まれた人) (注意)令和6年度中に三股町人間ドック、胃内視鏡検査(胃カメラ)、胃がんリスク層別化検査(ピロリ菌検査)を受診した人、受診予定の人は受診できません。 ●75歳以上の人は病院での受診をお勧めしています。 ●胃の痛みなどの症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診しましょう。
検診内容	問診と胃の X 線検査(造影剤のバリウムと胃を膨らませるための発泡剤を飲んで検査します) ※前日の午後9時以降と当日朝の飲食・喫煙はできません。
個人負担料金	2,000 円
日 程	11月17日(日)、12月6日(金) 受付時間: 午前8時30分～10時30分 30分間隔で予約を受け付けています。
場 所	町健康管理センター
その他	予約した人には、検診日が近くなってから受診票一式を送ります。
受けられない人	次の項目に1つでも該当する人は受診できません。 □妊娠中 □バリウムのアレルギー □食道、胃、十二指腸、大腸の治療中または既往あり □手術(一年以内) □発作(一年以内) □シャント □水分制限(腎疾患、心疾患あり) □誤嚥経験あり □便秘症 □人工肛門 □運動障害 □体重 120kg 以上

■乳がん検診・子宮頸がん検診 必ず予約してください

	乳がん	子宮頸がん
対象者	40歳以上の女性のうち <u>和暦で奇数年生まれの人</u> (例:昭和55年、39年) ●しこり、乳頭の湿疹、ただれなど気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください。	20歳以上の女性のうち <u>和暦で奇数年生まれの人</u> (例:平成9年、昭和55年) ●月経以外に出血がある、閉経したのに出血があるなど気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください。
検診内容	問診・マンモグラフィ・超音波検査 <u>マンモグラフィ</u> ▶乳房のエックス線検査です。乳房をできるだけ平らに圧迫して撮影します。 <u>超音波検査</u> ▶乳房に超音波を出す器具をあてて、乳房を観察します。	問診・視診・細胞診検査 <u>視診</u> ▶子宮頸部の状態を確認します。 <u>細胞診検査</u> ▶細胞採取用のブラシで子宮頸部の粘膜を軽くこすり、細胞を採取します。
個人負担料金	2,400 円	1,500 円
日 程	12月3日(火)、1月17日(金) 受付時間: 午前9時～11時 午後1時～3時 30分間隔で予約を受け付けます。	11月19日(火)、1月17日(金) 受付時間: 午前9時～10時 午後1時30分～2時 15分間隔で予約を受け付けます。
場 所	町健康管理センター	
その他	予約した人には、検診日が近くなってから受診票一式を送ります。	

■大腸がん検診・肺がん検診 予約はいりません

	大腸がん	肺がん
対象者	40歳以上の町民(昭和60年4月1日以前に生まれた人)	
検診内容	●便潜血検査 (採便容器を使って2日間に分けて便を取り、提出します)	●胸部のレントゲン撮影 ●痰の検査(条件に該当する人のみ)
個人負担料金	500 円	無料
日 程	10月20日(日)、11月17日(日) 受付時間: 午前8時45分～10時30分 12月15日(日) 受付時間: 午前9時30分～10時30分	
場 所	町健康管理センター	
その他	●対象者には、6月頃に受診票、採便容器が送られています。 ●受診票、採便容器を必ず持ってきてください。 紛失した場合や同封されていない場合は、再発行ができますので、事前にご連絡ください。 ●大腸がん検診、肺がん検診を既に受けた人や職場で受ける人、個人で定期的に検査をしている人は、改めて受ける必要はありません。	

◎次に当てはまる人は料金が免除になります。

- ①生活保護世帯の人 ……福祉課 社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。
- ②75歳以上の人 ……保険証を検診当日にお持ちください。
- ③乳がんクーポン券の対象者(昭和58年4月2日～昭和59年4月1生まれ)
- ④子宮頸がんクーポン券の対象者(平成15年4月2日～平成16年4月1生まれ)
検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書(保険証など)をお持ちください。③④のクーポンは6月に郵送しています。紛失した人は再発行ができます。

★ご予約、お問い合わせは、町健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆「精神障がい者家族交流会」を開催します

都城北諸地域精神保健福祉協議会では、精神障がい者に対する理解を深め、社会参加と自立を支援するためのさまざまな活動を行っています。

今回、精神疾患を抱える人の家族が、家族同士で悩みを共有することで不安感や孤独感の軽減を図ること、精神保健福祉に関する知識を学び交流や連携を深めることで精神障がい者の社会参加を促すことを目的に交流会を開催します。

日 時	11月5日(火) 午後2時～3時30分(受付は午後1時30分から)
場 所	都城保健所 多目的室(都城市上川東3-14-3)
対 象	統合失調症患者の家族
参 加 費	無料
内 容	①当事者の声の紹介(仮) ②家族同士でのフリートーク
そ の 他	・申し込みの際にお名前を聞きますが、ほかの家族に名乗る必要はありません。 ・言いたくないことは言わなくて構いません。 ・話したことは交流会の外に持ち出しません。
申込方法	電話またはファクス
申込期限	10月22日(火)

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504
ファクス:23-0551
をお願いします。



◆高齢者の予防接種費用(インフルエンザ・新型コロナ)の助成について

ワクチンを接種することで、ウイルスに感染しても重症化を予防することができます。

ワクチンは体調がいいときに接種しましょう。※ 接種は義務ではありません。

項目	内 容
接種対象者	三股町に住所があり次のいずれかに該当する人。 ① 65歳以上の人(接種日に65歳以上の人) 。 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能不全で、日常生活活動が制限される程度の障がいがある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある人。
接種回数	実施期間内に1人1回
接種場所	町や都城市の協力医療機関は次ページの表のとおりです。 または、かかりつけの病院でご相談ください。
その他	・診察で「接種できない」と診断された場合は、自己負担金はありません。 ・生活保護世帯の人は、無料で接種できます。福祉課社会福祉係で証明書をもらってから受診してください(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症それぞれに必要です)。 ・インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは、同じ日に接種をすることができます。 ・接種が終わったら、接種済証を大切に保管してください。

インフルエンザワクチン

■ 自己負担

1,400 円

■ 接種期間

10月1日(火) から

令和7年1月31日(金) まで

※各医療機関の診療時間内に実施

■ ワクチン接種の流れ

- ① どの病院で接種をするか決める。
必要に応じて**予約**をする。
- ② 病院で接種を受ける。

■ 持っていくもの

- ・身分証明書(保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・接種費用(**1,400 円**)
- ・(生活保護世帯の人) 証明書

新型コロナワクチン

■ 自己負担

2,000 円

※ **接種券(はがき)**が送られてきます。

■ 接種期間

10月1日(火) から

令和7年2月28日(金) まで

※各医療機関の診療時間内に実施

■ ワクチン接種の流れ

- ① どの病院で接種をするか決める。
必要に応じて**予約**をする。
- ② 病院で接種を受ける。

■ 持っていくもの

- ・身分証明書(保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・接種費用(**2,000 円**)
- ・**接種券(はがき)**
- ・(生活保護世帯の人) 証明書



★お問い合わせは、
町健康管理センター ☎:52-8481(直通)にお願いします。

令和6年度 インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種実施医療機関一覧表

※：要予約 入院：入院患者のみ ×：実施なし				
	インフル エンザ	新型 コロナ	医 療 機 関 名	電話番号
三股町				
1		※	一心外科医院	52-7788
2		※	岩下耳鼻咽喉科	51-1187
3	※	※	江夏整形外科クリニック	51-1122
4		※	坂田医院	51-2003
5	※	入院	大悟病院	52-5800
6	※	※	たけしたこども医院	51-0005
7		※	田中隆内科	52-0301
8		※	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135
9		※	長倉医院	52-2109
10		×	畠中小児科医院	52-6000
11	※かかりつけ患者優先		ホームクリニックみまた	52-1348
12		※	みしま内科クリニック	51-8100
13	※	×	よしだ眼科クリニック	77-8817
都城市				
14		※	あきと内科胃腸科	46-5500
15			有川呼吸器内科医院	24-6677
16		※	有馬医院	23-2610
17		※	安藤胃腸科外科医院	39-2226
18		※	池之上整形外科	23-2311
19	※	※	いそいち産婦人科医院	22-4585
20		※	いづみ内科医院	22-7111
21	※	※	彩り在宅クリニック	51-9520
22	※	※	いわよし耳鼻咽喉科クリニック	36-5555
23		※	宇宿医院	25-9031
24			鶴木循環器内科医院	26-0008
25		×	MKクリニック	51-6777
26	※	※	海老原内科	64-1211
27		※	大岐医院	57-2025
28	※	※	おおくぼクリニック	26-1500
29		※	大橋クリニック	37-0539
30		×	柏村内科	22-2616
31		※	仮屋医院	36-0521
32			川畑医院	46-3225

	インフル エンザ	新型 コロナ	医 療 機 関 名	電話番号
33		×	北原医院	22-4133
34		×	教山内科医院	62-1205
35		※	共立医院	22-0213
36			久保原田中医院	22-7700
37	※	※	小牧病院	24-1212
38		※	坂元医院	22-0360
39		※	坂元循環器内科医院	57-9933
40		×	佐々木医院	62-1103
41	※	※	三州病院	22-0230
42			志々目医院	57-2004
43	※	※	庄内医院	37-0522
44	※	※	城南病院	23-2844
45	※インターネット予約のみ		すみクリニック 内科・循環器内科・小児科	36-7701
46		※	隅病院	62-1100
47	※	×	清風会クリニック	25-1177
48			瀬ノ口醫院	25-5155
49	※	※	園田光正内科医院	38-5115
50	※	※	たかお浜田医院	22-8818
51	※	×	たき心療内科クリニック	46-9191
52		※	田口循環器科・内科クリニック	24-0600
53	※	×	武田産婦人科医院	22-0336
54	※	※	橘病院	23-7236
55		※	伊達クリニック	36-7088
56	※	×	どいクリニック	22-1825
57		×	都北ごとうクリニック	38-6060
58		※	富田医院	23-4586
59	※	入院	永田病院	23-2863
60	※	×	ながはま整形外科	46-7188
61		※	西浦病院	25-1119
62	※	×	西岳診療所	33-1510
63		×	野口脳神経外科	47-1800
64			野辺医院	22-0153
65	※	※	はまだクリニック	45-2266
66		※	早水公園クリニック	36-6117
67	※	※	速見泌尿器科医院	24-8344
68		※	原田医院	26-3330

	インフル エンザ	新型 コロナ	医 療 機 関 名	電話番号
69		※	ふくしまクリニック	46-5001
70		※	福島外科胃腸科整形外科医院	38-1633
71		※	藤元上町病院	23-4000
72	※	※	藤元総合病院	22-1717
73	※	×	藤元病院	25-1315
74		※	ベテスダクリニック	22-1700
75		※	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
76	※	※	松山医院	24-1046
77	※	※	政所医院	58-2171
78	※	※	丸田病院	23-7060
79	※	×	三嶋内科	24-7171
80	※かかりつけ患者のみ		都城医療センター	23-4111
81	※	※	都城在宅医療クリニック	58-9808
82	※かかりつけ患者のみ		都城新生病院	22-0280
83		※	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313
84			都城明生病院	38-1120
85	※	※	宮永病院	22-2015
86		※	宗正病院	22-4380
87	※	※	メディカルシティ東部病院	22-2240
88	※	×	もちお蛸原医院	21-5355
89	※	※	もりぞの耳鼻咽喉科	36-6036
90			森山内科・脳神経外科	21-5000
91	※	※	もりやま脳神経外科	21-6888
92		※	柳田クリニック	22-4862
93		※	柳田病院	22-4850
94	※	×	やの耳鼻咽喉科	27-5222
95	※	×	山内小児科医院	22-0048
96		※	やまさき医院	25-7780
97		×	山路医院	64-3133
98		※	ゆうクリニック	46-6100
99	※かかりつけ患者のみ		横山病院	22-2806
100	※	※	よしかわクリニック	23-9384
101	※	※	吉松病院	25-1500
102			吉見クリニック	58-5633
103			吉見病院	58-2335
104	※	※	ライフクリニック	39-2525

◆児童手当改正(拡充)のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～



変わることは？

◎主な変更内容は下表のとおりです

主な変更	改正(拡充)前 ＜令和6年9月分まで＞	改正(拡充)後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	●3歳未満 一律1万5,000円 ●3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:1万円 第3子以降:1万5,000円 ●中学生 一律1万円 ●所得制限限度額以上所得上限 限度額未満 一律5,000円(特例給付) ●所得上限限度額以上:支給なし	●3歳未満 第1子・第2子:1万5,000円 第3子 以降:3万円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子:1万円 第3子 以降:3万円
支給月	3回(各前月までの4カ月分を支払い) 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払い) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算 の算定対象(カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童+高校生年代までの児童の兄弟などで次の子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担などがある18歳年度末以降～22歳年度末までの子</u>

今回の改正(拡充)で、手続きが必要な人は？

手続きが必要な人	手続き方法・書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人 ②所得上限限度額超過で児童手当(特例給付)の支給対象外である人	●児童手当認定請求書(役場にあります) 【必要な添付書類】 ・本人確認書類(「マイナンバーカード(両面)」または「個人番号確認書類+身元確認書類(免許証など)」の写し) ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
③児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している人	●児童手当認定請求書
④新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の人 ◎新たに児童手当の対象となる人だけでなく、現在、受給中で該当する人も提出が必要です。	●監護相当・生計費の負担についての確認書 (経済的な負担などがあることの確認書類を求める場合があります)

■改正(拡充)で新たに対象となる人の手続きの期限 =
9月2日(月)～10月18日(金)まで

この申請期間中に「児童手当認定請求書」の提出がない場合(手当が認定される人)は、10・11月分の手当の支給月は、12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正(拡充)後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。なお、改正(拡充)に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません(手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります)。

■手続方法・手続先＝

福祉課児童福祉係の窓口での手続きをお願いします。

※単身赴任などで、請求者と児童が別居している場合は、請求者が住民登録している市区町村へ請求してください。

※9月30日以前に三股町から転出する場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

- ◎児童手当を受給中の次の人は、今回の改正(拡充)に伴う手続きは不要です
(認定請求書や確認書の提出は必要ありません)
- 中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として認定されている人
 - 現行でも多子加算を受けていて、改正(拡充)後、手当額が増額する人
※18歳年度末以降 22 歳年度末までの子がいる人を除く。
 - 現行では多子加算は適用されないが、改正(拡充)後は適用され、手当額が増額する人。
※18歳年度末以降 22 歳年度末までの子がいる人を除く。
 - 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている人
12月上旬に手当額改定(増額)の通知をお送りします。

児童の保護者(生計の中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)が児童手当の手続き先です。今回の改正(拡充)に伴う手続きは、町ではなく勤務先(所属庁)で行ってください。なお、手続きの時期などは、それぞれの勤務先(所属庁)へお問い合わせください。

★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)

e-mail: jidfuk-k@town.mimata.lg.jp

をお願いします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	10月17日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課

☎:23-4504 ファクス:23-0551

をお願いします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「**成年後見制度の概要や利用方法**」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。
また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 10月24日(木)

■時 間 = 午後1時～4時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。
人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。
なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、ほかの相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	10月19日(土) 毎月第3土曜日
時 間	開 院： 午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町立図書館 多目的ルーム
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



★お問い合わせは、
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願ひします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町代社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

